

条例第4条第1項第4号審査基準

条例第4条第1項第4号

法律により土地を収用することができる事業の施行に伴い、自己の所有する建築物の移転又は除却をする者が、当該建築物と同一の用途の建築物を建築する目的で行う開発行為

審査基準

1 開発行為を行う者

開発行為を行う者は、土地を収用することができる事業（川越市内又は隣接市町内で施行される事業に限る。）の施行に伴い、自己の所有する建築物の敷地の一部又は全部において土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に規定する事業又は他の法律によって土地を収用することができる事業が施行され、当該建築物を移転又は除却する者。

2 予定建築物の用途

予定建築物の用途は、移転に係る建築物と同一であること。なお、移転に係る建築物の使用目的が限られている場合は、予定建築物の使用目的は移転に係る建築物と同一のものとする。

また、従前の建築物が2つの用途を兼ねるものであるときは、一方の用途に係る建築物を移転し、他方の用途に係る建築物を従前の敷地の残地に建築することができるものとする。

3 都市計画との調整

総合計画等の土地利用計画に支障がないこと。

4 開発区域から除く区域

都市計画法施行令第29条の9第6号に掲げる区域は、想定浸水深が最大3.0m以上である土地の区域（避難場所・避難経路の認識等、安全上及び避難上の対策が講じられているものは除く。）とする。

5 その他

土地を収用することができる事業の施行により自己の所有する建築物の敷地の一部又は全部において、移転又は除却を承諾した日から原則１年以内に行われるものであること。

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。